

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○ 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年六月四日法律第五十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中災害対策基本法第二条第一号の改正規定、同法第二条の二第六号の改正規定、同法第五条の三に一項を加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第四十二条第三項の改正規定、同法第四十三条第三項の改正規定及び同法第四十九条の二に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（大規模災害からの復興に関する法律第五条第六項第二号の改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第四条及び第六条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第三項の項の改正規定、同表第四十二条第三項の項の改正規定、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。